

◎開会の宣告

(午前10時09分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号、日程第11、認定第11号、日程第12、認定第12号までを議題とします。

認定第1号から認定第12号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、鈴木征一君。

3番、鈴木征君。

〔決算特別委員会委員長 鈴木 征君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（鈴木 征君） 決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか。その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査しました。

1、(聴き取り不能)については、議長から申されましたように、認定1号から申し上げます。平成29年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件につきましては、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①職員の超過勤務命令について。一部の命令行為に適性を欠く事例が散見される。命令権者は法令・規程及び執行手続きを厳守し、その超過勤務命令が適切であるよう努められたい。なお、このことが職員の健康を阻害し、または職員の積極的な姿勢と使命感を喪失させてはならない。②過疎、少子・高齢化と人口減少対策について。第七次只見町振興計画及び当該決算年度の町長施政方針に掲げられているとおり、本件は当町における重大な政策課題である。言うまでもなく、この

事態改善の必要は極めて切迫した状況にある。自然首都只見。これが実現されるよう、予算措置を含め、当局の組織的・横断的な政策・施策の連携が不可欠である。課題解決に向けてスピード感を持ち、積極果敢に取り組まれない。特に、空き家を含めた住宅政策の充実は欠かせない課題である。部局や委員会の垣根を問うことなく、公共が果たす使命としての住宅政策のあり方、さらにその目的を整理し、基本的な考え方を示して課題解決に臨まれない。

③交流人口対策について。間近に迫るJR只見線、国道289号の全線開通を見据え、道の駅整備等、積極的な施策展開を図られない。

認定第2号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第3号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第4号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第5号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第6号 平成29年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第7号 平成29年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第8号 平成29年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第9号 平成29年度只見町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第10号 平成29年度只見町交流施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第11号 平成29年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第12号 平成29年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、認定第1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから討論を行います。まず最初に原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 認定第2号について、反対討論を行います。

私は国民健康保険事業特別会計について、予算の時にも反対いたしました。その最大の理由は、町民の生活を守ることがこの国民健康保険の大事な趣旨であります。そういう意味で私は一貫して国民健康保険税の基金を使って活用して、そして保険税率を下げるべきだと一貫して主張してまいりました。この29年度の国保税の予算は30年度からは広域化になりました。そういう意味では町として最大限の基金や一般会計を作った国保税の軽減措置など、最大限にとれる時期でもありました。しかるに、27・28・29年度、国保税の税率は3年間据え置かれておりますけれども、その前から比べると保険税は年々上がっております。そういう意味からも、私はこの、どこに国民健康保険税の町民への負担軽減を図るべきだという主張をしてまいりました。その流れがこのまま続いておりました。で、決算においてもそのままありますので、私は反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

委員長は自席にお戻りください。

認定第2号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

質疑の中でも私は、特に歯科診療の臨時職員の待遇について質しました。29年度の予算の検討の中でも同じ質疑、意見を申し上げてきましたが、今、只見町が人口減少対策にどういう手立てをとっていくのか。この間、様々な議員の方からも指摘がされてきたところであります。人口減少に歯止めをかけて、そして活気ある町づくりを進める。I・Uターンも進める。そのためには安心して働ける場所も必要であります。この診療所の歯科の臨時職員の扱いについては、質疑の中でも明らかになりましたように、一人あたりの賃金規模というのは年間でも私は低い水準にあると思います。そういう意味では同一労働、同一賃金、同じ診療所の働いている人の中でも賃金格差が大きいと言わざるを得ません。そういう意味では政策的課題とともに働いている職員の皆さんが、臨時であろうと、正規労働であろうと、希望を持ってこの只見町で子育てもして、将来展望を持って生きていく働きがいのある職場であること。このことが町政にとっても求められている。そういう角度から、この臨時職員という扱い。私は納得できませんのでこの会計には反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論です。

この制度そのものは、国が行っている制度であって、元々この制度が発足当時から75歳以上のお年寄りたちを差別するということが大きな国民的にも反対の意見も挙がっております。で、只見町のこの診療所の会計の受診率を見ますと、たしかに75歳以上の方が診療所の収入としては大きな金額になっております。これは当然、長く人生を生きて苦勞して来られた方々が病気にかかりやすい。これは人間の摂理としても当然のことです。しかし、ここに福祉政策として温かい手を差し伸べていくのかどうか。これは国の社会保障制度の最大の問題でありますけれども、しかし、残念ながら、広域化になって以降、只見町はこの保険料について年々上がってきております。そういう点では全国的にみても、ここが、町が独自に軽減措置をとるということはなかなか難しいようでありますけれども、私は国のこの制度そのもののあり方に反対しておりますし、この町の、この特別会計。国の下で行わざるを得ないといっても、そもそものところで、制度そのものが私は歪んでいると思いますので反対せざるを得ません。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから認定第4号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

これについては、二つの角度から反対の意思を述べたいと思います。

一つは、この介護保険事業。特に国との関わりで述べたいと思います。只見町の介護施設、全部、委員会でも視てまわりました。どこでも働く労働者が少ないという点。そういう意味ではここの働く人たちの介護士の、いわゆる充足するためには国がここに報酬の引き上げを図る。このこと以外にはないのであります。そういう意味では、この国の制度のあり方そのもので拘束されておりますこの介護保険事業。

それからもう1点は、この間も述べてきましたように、一般質問でも取り上げました。介護保険料の認定。保険料の改定。3年後ごとに改定されてきております。この中でも私は一般財源からの繰入も含めて、介護保険料の軽減措置を図るべきだという提案もしてまいりま

した。しかし、残念ながら、この介護保険料についても国の基準どおりの条例改定にほぼなっていると云わざるを得ません。そういう意味では、町がもっと、この福祉政策に予算を使って、町民の健康増進、福祉政策、充実させると、そういう角度から反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

委員長は自席にお戻りください。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第11号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第12号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、発委第5号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

〔議会運営委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤孝義君） 発委第5号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、議会運営委員会委員長、佐藤孝義。

議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。１、町村議会議員研修会。（１）目的、議会の活性化に資するため。（２）派遣場所、郡山市、郡山ユラックス熱海。（３）期間、平成３０年１０月２３日、火曜日の１日間。（４）派遣議員、只見町議会議員１１名であります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第５号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第５号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

陳情３０－９ 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを日程に追加し、追加日程第１とし、審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、追加日程第１とし、議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、陳情30-9 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情30-9については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情30-9については、委員会の付託を省略することに決定いたします。

ここで、議案30-9の説明を事務局からしてもらいます。

○議会事務局長（横山祐介君） それでは、私のほうから、陳情30-9 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを説明いたします。

陳情者は、

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、説明を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情30-9を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

したがって、陳情30-9については採決することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

佐藤孝義議員より、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第2として審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君。

2番、佐藤孝義君。

〔2番 佐藤孝義君 登壇〕

○2番（佐藤孝義君） 発議第4号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、同じく藤田力。同じく酒井右一。同じく大塚純一郎。同じく目黒仁也であります。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。
裏面をご覧ください。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 説明省略でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事・会議等への出張など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） 平成30年度只見町9月議会、散会にあたりまして発言のお許しをいただきましたこと、誠にありがとうございます。ご挨拶を申し上げます。

本会議では、条例改正、一般会計補正予算など6議案、報告5件及び平成29年度一般会計、11特別会計の決算認定のご審議をお願いいたしました。慎重審議のうえ、全ての議案につきまして議決をいただき誠にありがとうございました。

議決をいただきました事項につきましては適正なる執行に努めてまいります。また、決算特別委員会を通して、多岐にわたりいただきましたご意見及び審査報告に付されました意見につきましては、今後の予算編成や行政運営の中で十分、内容を踏まえ対処してまいりたいと考えております。

朝夕、寒さが肌を感じられる季節となりました。秋の収穫期を迎え、夏の冠水の影響がどの程度になるか心配されますが、見守っていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、くれぐれもご健康に留意いただき、町政の進展のため、より一層のご協力とご支援・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。散会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言御礼のお挨拶を申し上げたいと存じます。

9月会議は通算11日の長い日程でありましたが、議員各位のご協力により日程どおり終了することができました。また、29年度決算審査は特別委員会を設置し、当局のご協力により審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

議会の決算審査は申し上げるまでもなく、行政執行の効果等を審査するものであります。当局におかれましては決算審査の結果をはじめ、一般質問での意見等に十分に留意されまして、行政に停滞は許されませんので、二元代表制を尊重し、執行機関、議会の役割を十分に発揮いたしまして、町民の期待する、町民のための調整の進展に議会ともども努力されますことをお願いいたします。

議員各位並びに当局の皆様におかれましては、秋の収穫期を迎え何かとお忙しくなります。また、寒い季節に入りますので、健康には十分に注意されましてご活躍をいただきますことをお願い申し上げまして御礼のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本9月会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、只見町議会9月会議を終了いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前10時54分）